

議員提出第1号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県部設置条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 改正の概要

広報部が設置されることに伴い、当該広報部の所管に関する事項を総務委員会の所管とすること。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。